

# 中間報告書 概要

令和2年9月11日 首里城火災に係る再発防止検討委員会

## 第1 検討状況

令和2年3月18日以降、3回の委員会を開催した。また、関係機関に対しヒアリング等を実施するなどして、首里城火災及び首里城公園に関する事実確認等を進めてきた。

## 第2 主な確認事項

### 1 首里城公園の城郭内の建築物群の特徴

正殿を中心とする建築物群は、「建築物固有の特性」「立地・敷地特性、建築物の配置状況」から、一旦出火すると火災が急速に広がり、消防活動にも困難を伴うといった特徴を有しており、もとより火災に対して非常に脆弱であった。

### 2 法規制について

正殿は、旧国宝建造物の復元であり、建築基準法の適用が除外された。消防法は正殿を含む城郭内の全ての建築物に適用され、基準は満たされているものの、スプリンクラー等は設置されていなかった。

### 3 火災発生以前の管理体制

城郭内の国営有料区域は、もともと独立行政法人都市再生機構が国から設置・管理許可を受けて管理していたが、平成31年2月1日から、沖縄県が国から管理許可を受けて管理を開始した。沖縄美ら島財団が首里城公園全体を管理しているという状況は、沖縄県による管理開始前後で変更はない。

### 4 出火原因

沖縄県警察及び那覇市消防局は、いずれも出火原因の特定には至っていないが、当委員会としても、首里城火災において想定し得る出火原因を検討した。出火場所は、正殿北東側であると推測される。放火等の人為的な火災については、可能性は低いと考えられる。現時点において、電気関係設備が出火の原因となった可能性は否定できない。

### 5 火災の初期段階の対応等

午前2時34分、防犯設備の人感センサーが発報した。正殿内は黒煙が立ち込めていたため、警備員や監視員が正殿内の屋内消火栓の設置場所まで辿り着くことは困難だった。正殿の建築物の特性を踏まえると火災の早期発見及び初期消火は非常に重要である。本来火災の発生を最も早く感知するはずの火災報知器が、防犯設備の人感センサーよりも6分遅れて発報していることから、火災発見が遅れが生じた。また、実質的な初期消火活動には至らなかった。

### 6 消防活動上の問題等

城郭の周囲の消火栓から長距離に渡ってホースを延ばす必要があった。施錠された門扉等が消防動線の障害となり、放水を開始するまでに時間を要し、イベント用舞台装置が消防活動の障害となった。さらに、防火水槽の水量も円滑な消防活動には不十分であるなど消防活動上障害が多かった。

## 第3 再発防止に向けての視点

- 1 正殿を中心とする建築物群は火災に対して非常に脆弱であることを大前提として受けとめたうえで、国営・県営ゾーンを横断し、ハード（建築物・設備）とソフト（管理・運用）が密に連動した、総合的な再発防止策の検討が必要である。
- 2 正殿の復元に際しては、バリアフリーや災害時の避難等も考慮に入れたうえで、正殿の文化財的価値と火災等に対する安全性のバランスの取れた建築物の再建を検討すべきである。
- 3 早期発見及び初期消火が極めて重要な鍵を握る。最適な設備の導入は当然として、これを管理・運用する人材及び体制の確保や教育・訓練が極めて重要となる。また、継続的に十分な設備更新及び改善を図る仕組みとそれらが機能していることを精査・確認する仕組みを構築する必要がある。
- 4 首里城火災によって失われた全ての建築物の再建の途中段階でも、その進捗状況に応じて適宜に防災計画およびこれに対応した管理的対策の見直しを図ることが必要である。